

勝へん茲に侍從從三位勳三等子爵西四辻公業を遣し賄弔せしむ

第九 帝國議會開院式の勅語

明治二十八年
十二月二十八日

朕茲に帝國議會開會の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ朕は文武臣僚及各員の協翼と民庶の戮力とに依り光榮を以て干戈を戢むることを得たるを喜ぶ今や内は臺灣平定に歸し外は列國と交誼の厚きを加ふ向後の急務は専ら平和を保持して國運の伸張を求むるに在り朕乃ち國務大臣に命じて殖產交通及び教育等に關して國家の發達に必要とする諸般の計畫を盡さしめ明治二十九年度豫算案及諸法律案として之を提出せしむ

國防は曾て漸を以て完實を期せり今交戦の爲め欠損せるものを補充し並に自衛に必要な設備を爲さんとし朕が臣僚をして贊畫の任に當らしめ必要的の支出に付て議會の協贊を待たしむ而して其止むを得ざる國費の増加は朕が忠良なる臣民の進て之を負擔するに躊躇せざるを信ず

帝國は列聖の遺烈と忠勇とに依り既に長足の進歩を見たるも仍ほ大成を前途に期するものあり各員能く和衷協贊の任務を罄し朕が望に副はむことを力めよ

熾仁親王殿下一週年祭の時下し給へる勅宣

明治二十九年
一月十五日

明治二十七八年の戰役卿參謀總長の重職に居り宏猷を參畫して機宜を失はず六師を派して彼の山河を席卷し遂に彼をして和を乞ふに至らしむ然るに天年を假さず卿をして其全局を見ることを得せしめず洵に歎惜するに勝たり今や其一年祭に當り更に其の勳績を追賞し金幣を以て之を弔慰す

大本營解散の節下し給へる勅語

明治二十九年
四月一日

大本營設置以來各朕が意を體し夙夜懈なく參畫機を失はず克く今日の成績を擧ぐるを得たり朕甚だ之を嘉みす

伊藤博文に下し給へる元勳優遇の詔勅 明治二十九年八月三十一日

朕正一位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にする
朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ
帝國と締盟列國との交際は和親益厚きを加へ條約改正の業亦夥に其成功を告げんと
す

國防は平和の保障なり國家經濟の整理と相待て漸次完實せしめんことを期す
臺灣に於ける人民の撫育は朕が深く軫念する所なり將來益秩序を整頓し福祉を増進せ
んことを要す

朕は國務大臣に命じて明治三十年度豫算及必要なる各般の法律案を提出せしむ卿等國家

の要務に對して和衷協贊の任を盡し朕が望に副はんことを努めよ

毛利元徳の薨去を弔し給へる詔書 明治二十九年十二月三十日

諸藩に率先して夙に勤王の大義を唱へ乃父を毗翼して同じく中興の鴻圖を贊し身萬難を
経て志一誠を存す既に偉勳を成し又重望を負ふ今や淪亡す曷ぞ軫悼に勝へん茲に侍臣を
遣し謄を齎して以て弔慰せしむ

慈惠救濟の詔勅 官報明治三十年一月三十日

朕茲に大喪に丁り各地方慈惠救濟の爲め特に命じて内帑の金を出し其資を補はしむ

後藤象二郎の薨去を弔し給へる詔書 明治三十年八月四日

王政復古の大義を痛論し以て群議を排し皇國回天の偉業を毗贊し以て國是を鞏くす膽略

機宜に應じ勳名時流に超ゆ今や論じを聞く曷ぞ軫悼に勝へん茲に侍臣を遣し賄賂を齎して弔慰せしむ

乃木一時に
臺灣總督

乃木希典に下し給へる勅語 明治三十年八月二日

臺灣諸島朕が版圖に歸せしより日尙淺く新附の民未だ或は其堵に安せざる者あらん宜しく民情舊慣を視察し撫恤を加ふべし卿善く朕が意を體し官紀を慎肅し政綱を簡明にして德化を宣揚することを勉めよ

細川一時に
東宮太夫

細川潤次郎に下し給へる勅語 明治三十年十二月二十四日

東宮に常侍し補遺涵養以て其徳を全からしめよ

第十一帝國議會開院式の勅語

明治三十一年十二月二十四日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ
締盟諸國の交際は益親密にして條約の改正完結を告げんとするは朕の喜ぶ所なり
明治三十一年度豫算に就て財政の基礎を鞏固にする爲に國務大臣に命じ租稅增加の經費を定めしめ法典の修正案及國運の振張行政の發達に必要な諸法律案と共に之を議會に提出せしむ

朕は卿等が和衷審議し協賛の任を竭さんことを望む

島津忠義の薨去を弔し給へる詔書 明治三十一年一月八日

夙に中興の宏猷を贊し克く報效の不績を奏す志を皇室に有し功列侯に超ゆ忠誠渝らず
徳望益隆し今や溘亡を聞く曷ぞ軫悼に勝へん特に侍臣を遣し赙を齎し以て弔慰せしむ

松方正義に下し給へる元勳優遇の詔書

明治三十一年一月十二日 報

朕正二位勳一等伯爵松方正義を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を明にす
元帥府を設くる詔 官 報 明治三十一年一月二十日

朕中興の盛運に膺り開國の規謨を定め祖宗の遺業を紹述し臣民の幸福を増進し以て國家
の隆昌を圖らんとす茲に朕が軍務を輔翼せしむる爲め特に元帥府を設け陸海軍大將の中
に於て老功卓拔なるものを簡選し朕が軍務の顧問たらしめむとす其所掌の事項は朕が別
に定むる所に依らしむ

近衛忠熙の薨去を弔し給へる詔書 明治三十一年三月二十一日 報

曾て多難に際して先帝機務の贊輔に任じ久く重望を負ひて今時名門の領袖たり躬四朝を
経て齡九秩を踰の恪勤解る莫く勞績實に夥し今や溘亡す曷ぞ軫悼に勝へん茲に侍臣を遣
はし賄賂を齎して以て弔慰せしむ

北米合衆國と西班牙國と交戦の時下し給へる局

外中立の詔勅

官 報 明治三十一年四月三十日

朕は此の次北米合衆國と西班牙との間に不幸にして釁端を啓くに方り帝國と此の兩國と
の間に現存する平和交親を維持せんことを欲し茲に局外中立に關する條規を公布せしむ
帝國臣民並に帝國の版圖内に在る者は戰局の終るまで國際法の原則と此の條規とに依り
嚴正中立の義務を完ふすべし背く者は獨り交戦國の處分に對し帝國の保護を享くる能は
ざるのみならず亦帝國裁判所に於て成條に照し處分せしむべし

伊藤博文に下し給へる元勳優遇の詔勅

明治三十一年六月三十日

朕正一位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にする

攝河泉州陸軍大演習結了の時各將校に下し給へる

勅語

明治三十一年十一月十七日

今次の演習は曩に宇都宮地方に於て行ひたるに比し諸般の成績更に見るべきあり是れ一に汝將校等爾來數年の勤勉と實戰の經驗とに因る所朕深く之を嘉す然れども日進の世運決して瞬時の偷安を許さず尙益勵精して以て他日の奏效を期せよ

第十三帝國議會開院式の勅語

明治三十一年十二月三日

朕茲に帝國議會の開院式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ

條約諸國の交際は益親厚を加へ改正條約の實施は其の期近きに在り朕は上下相勗めて之が好果を收めむことを望む

朕は財政の基礎を鞏固ならしむる爲國務大臣に命じて之が經費を盡さしめ之に關する法律案は明治三十二年度の豫算及各般の法律案と共に議會の議に付せしむ朕は卿等が國家の要務に對して公平慎重以て協賛の任を竭さむことを望む

新年宴會の勅語

明治三十二年一月五日

茲に新年の佳節に際し各國公使並に諸大臣等と祝宴を開き歡を共にするは朕の甚だ満足する所なり此宴に會する朕が友邦代表者の君主及大統領の健康を祝し併せて交際の益親密ならんことを望む

紀元節賜酺の勅語

明治三十二年二月十一日

朕茲に紀元の吉日に方り各國公使並に諸大臣等と祝宴を開き歡を共にするは朕の甚だ満足する所なり此宴に會する朕が友邦代表者の君主及大統領の健康を祝し併せて交際の益親密ならんことを望む

改訂條約實施に付下し給へる戒飾の詔勅

明治三十二年六月三十日

朕祖宗の遺烈に頼り紀綱を振ひ治化を施き内國運の隆盛を致し外列國の交誼を敦くすることを得たり而して朕が年來の宿望たる條約の改訂は規畫を悉し交渉を累ねて竟に締盟各國と妥協を遂ぐるに至る茲に其の實施の期に追びて帝國の責任重きを加ふると共に列國の和親愈其の基礎を鞏くしたるは朕が中心の欣榮とする所なり

朕は忠實公に奉ずるに厚き臣民の深く朕が意を體して開國の國是を恪遵し億兆心を一にして善く遠人に交り國民の品位を保ち帝國の光輝を發揚するに努めんことを庶幾ふ

朕が在廷の臣僚は朕が爲に新條約を實施するの責に任じ百官有司を飭し慎重措置中外臣

民をして均しく其の惠澤を享けて憾なからしめ以て列國の和好を永遠に鞏固ならしめんことを期せよ

豐明殿賜宴の時各國公使及樞密顧問官各大臣に

下し給へる勅語

明治三十二年十月二十八日

曩に條約改正の完結を告げたるに因り中外俱に其利益を享けむことは朕の疑を容れざる所なり

今此改正に伴ひ時運の開進せんとするを祝し茲に卿等と宴を俱にするに方り朕は列國及其代表者が公正なる意志と親厚なる友誼とを以て我が政府の提議に協賛したるを喜び併せて朕が臣僚の克く其職に盡したるを嘉みす

天長節酺宴の勅語

明治三十二年十一月三日

本日朕の誕辰に方り各國公使竝に諸大臣等と祝宴を開き歡を共にするは朕の甚だ満足する所なり此宴に會する朕が友邦代表者の君主及大統領の健康を祝し併せて交際の益親密ならんことを望む

第十四議會開院式の勅語

明治三十二年
十一月二十二日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ
條約改正の業茲に其の完成を告げ締盟各國の交際益其の親睦を加ふるは朕の喜ぶ所なり
朕は忠良なる臣民の一致和協我國運進暢の好果を收めむことを望む
朕は國務大臣に命じて明治三十三年度の豫算及必要なる各般の法律案を提出せしむ卿等
國家に對し慎重審議以て協賛の任を竭し朕が望に副はむことを努めよ

黒田清隆の薨去を弔し給へる詔書

明治三十三年
八月二十五日

奮勵時艱に膺り忠實皇運を贊く嘗て帷幕に參して征討の勳を奏し夙に邊疆を理めて開拓の基を定む樞要に歷任して世の重望を負ふ今や溘亡す曷ぞ痛惜に勝へん茲に侍臣を遣はし賄賂を齎して以て弔慰せしむ

山縣有朋に下し給へる元勳優遇の詔勅

明治三十三年
十月十九日

朕元帥陸軍大將正一位勳一等功二級侯爵山縣有朋を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす

松方正義に下し給へる元勳優遇の詔勅

明治三十三年
十月十九日

朕正一位勳一等伯爵松方正義を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす

第十五帝國議會開院式の勅語 明治三十三年
十二月二十五日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ
朕は締盟各國の交誼益々深厚なるを嘉ぶ

北清に於ける痛惜すべき事件の起るや朕は朕の代表者其の他の臣民及他の外國人を救濟せしむる爲必要的陸海軍隊の派遣を命じたり朕の軍隊が諸外國の軍隊と協力して其の任務を盡すに際し發揮したる忠勇は朕の深く嘉みする所なり朕の政府は列國と協同して諸國の秩序を恢復し將來に於ける平和の保證を得んことを努む
朕は國家必要の軍費を支辨し茲に財政の基礎を鞏固にする爲國務大臣に命じて租稅增加の計畫を定めしめ明治三十四年度豫算案及諸法律案と共に議會の議に付せしむ
朕は卿等が國家の要務に對し和衷審議し協賛の任を竭さんことを望む

事件
事件—北清

故徳川光圀陞位の詔 寤寐漫筆
明治三十三年

贈從一位徳川光圀夙に公道の蔭晦を憂ひ武門の驕盈を恐れ名分を明かにして志を筆冊に托し正邪を辨じて義を勸懲に致せり眞に是れ勤王の倡首にして實に復古の指南たり朕偶常陸に幸し追念轉たけなり更に正一位を贈り以て朕の意を昭にす

貴族院議員に賜ふ詔勅 寤寐漫筆
明治三十四年三月十三日

朕中外の形勢に視て深く時局の難なるを憂ふ今に於て必要な軍費を支辨し並に財政を鞏固にするの計畫を立つるは誠に國家の急務に屬す朕先に議會を開くに方り示すに朕が意を以てし政府に命じて提出せしめたる増稅諸法案は既に衆議院の議決を經たり
朕は貴族院各員の忠誠なる必ず朕が日夕の憂を分つべきを信ず速に廟謨を翼賛し國家をして他日の憾みを残さざらしめんことを望む

伊藤博文に下し給へる元勳優遇の詔勅 明治三十四年五月十日

朕正一位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にする

北清事件に付出来事の第五師團に下し給へる勅語

明治三十四年七月十三日

客歲清國の變亂あるに當り汝等戮力精勵機に應じて其任務を盡し嘗て戒飭せし旨に遵ひ軍紀を重んじ風紀を肅にし歐米列國の軍と協同して克く戦捷の績を擧げ帝國陸海軍の光輝を發揚せり朕深く之を嘉す汝將校以下將來益忠勤を效さんことを望む

第十六帝國議會開院式の勅語 明治三十四年十二月十四日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕は帝國と締盟列國との交際益親厚を加ふるを嘉ぶ

北清事變に就きては列國と協同して當初の冀望を達し善後の計亦將に成を告げんとす朕は文武臣僚の勵精及各員の協贊に依り帝國の光輝を宣揚したるを嘉みす

朕は國務大臣に命じて明治三十五年度の豫算及各般の法律案を提出せしむ卿等國家の要務に對し和衷審議以て協贊の任を竭し朕が望む所に副へよ

西郷従道の薨去を弔し給へる詔書 寢寐漫筆 明治三十五年七月二十三日

夙に尊王の大義を唱へて以て復古の宏謨を贊け文武の要職に歴任して内外の機務を參畫し終に元帥の府に列す雅量重望久しく國家の柱石たり今や溘亡す曷ぞ痛悼に勝へん茲に侍臣を遣し賄賂を齎して以て弔慰せしむ

第十七帝國議會開院式の勅語 明治三十五年十二月九日

朕茲に帝國議會の開院式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ
帝國と締盟列國との交際益親厚を加へ且北清事變に對する善後の措置其の機宜を誤らず
克く東洋の平和を復せるは朕深く之を欣ぶ

朕は國務大臣に命じ時局の狀勢に鑑み國防の充實と國運の振張に必要なる經畫を定めし
め之に基きたる明治三十六年度豫算案は各般の法律案と共に議會の議に付せしむ卿等慎
重審議以て和衷協贊の任を完ふせむことを望む

彰仁親王一

小松宮殿下

彰仁親王殿下の薨去を弔し給へる詔書 明治三十六年二月二十五日

卿懿親の躬を以て中興の宏圖を贊襄し深籌長策機務に軍國に膺り博愛共濟餘力を公益に
致せり皇猷以て弘まり邦光以て揚があり勳績儕ひ希に威望維れ隆し洵に是れ宗室の領袖に

伊東一時に
統監

して實に國家の棟梁たり今や溘逝す曷ぞ軫悼に勝へん茲に式部次長正三位勳二等伯爵戸
田氏共を遣はし以て贈弔せしむ

海軍大演習の時伊東祐享に下し給へる勅語 明治三十六年四月十日

朕親しく艦隊を閲し又演習の成績に考へ深く進歩の著明なるを嘉す今や宇内の大勢海軍
日新の運に會せり汝等夫れ益奮勵以て朕が望に副はんことを勉よ

第五回内國勧業博覽會開場式の勅語 明治三十六年四月二十日

第五回内國勧業博覽會の設成るを告ぐ朕茲に親臨して開會の典を擧ぐ列品の衆多なる前
回に陪從す技術の精功なる必ず觀るべきものあらん況や外貨の陳列ある今回を始とす我
を益すること當に大なるべし爾官民倍乃の心力を一にして我國光を發揮して文明の化
を賛けんことを期せよ

第十八帝國議會開院式の勅語

明治三十六年
五月十二日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ

明治三十六年度の歳入歳出は既に前年度の豫算に依らしめたり仍國務大臣に命じて國防の充實と國運の振張に關し緊急なる追加豫算及法律案を提出せしむ卿等國家の要務に對して慎重審議以て和衷協贊の任を竭さんことを望む

第五回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語

明治三十六年
七月一日

第五回内國勸業博覽會出品の審査全く畢りを告げ茲に褒賞授與式を擧げしむ朕は成績の殊に顯著なるを嘉し更に官民の益奮勵以て産業の繁盛を期せんことを庶幾ふ爾官民夫れ之を勉めよ

伊藤博文を樞密院議長に任じ給ふ勅語

明治三十六年
七月六日

朕方今の時局に顧み卿が啓沃に頼るを惟ひ茲に再び卿を煩して樞府の重職に就かしめ以て國家要務の諮詢に應ぜしめんとす顧ふに維新以來の事業中外に涉りて前途甚だ悠遠なり朕は卿が積年の勤勞に倚信し匡救獎順以て克く其の終始を完くせんことを望む

山縣有朋松方正義を樞密院議官に任じ給ふ勅語

明治三十六年
七月十三日

朕方今の時局に顧み卿が啓沃に頼るを惟ひ茲に卿を煩はして樞府に列せしめ以て國家要務の諮詢に應ぜしめんとす朕は卿が積年の勤勞に倚信し匡救獎順以て克く其の終始を完くせんことを望む

第十九帝國議會開院式の勅語 明治三十六年
十二月十日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ
帝國と締盟列國との交際益親厚を加ふるは朕深く之を欣ぶ而して東洋の平和と帝國の利
權を保持する爲緊要なる國際の交渉に關しては國務大臣をして慎重其事に當らしむ
朕は國務大臣に命じて財政に關する經畫を定めしめ明治三十七年度の豫算は各般の法律
案と共に議會の議に付せしむ卿等和衷審議以て協賛の任を竭し朕が望む所に副へよ

近衛篤麿の薨去を弔し給へる勅語 明治三十七年
一月二日

名門の偉器他日の用に待つことあり今や不幸にして天之に年を假さず曷ぞ悼惜に耐へ
ん

瓜生一時に
海軍中將

瓜生外吉に下し給へる勅語

明治三十七年
二月十日

聯合艦隊第四戰隊は陸軍を擁護し仁川上陸の任務を完ふし加ふるに敵艦を港外に擊破し
遂に之を殲滅せしむるに至る朕深く之を嘉賞す

露國に對する宣戰の詔勅

明治三十七年
二月十日

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す
朕茲に露國に對して戰を宣す朕が陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に從ふべし
朕が百僚有司は宜く各其職務に率ひ其權能に應じて國家の目的を達するに努力すべし凡
そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡して遺算ながらむことを期せよ惟るに文明を平
和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し各國の權利利益を損傷せ
ずして永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは朕夙に以て國交の要義と爲

し且暮敢て違はざらむことを期す朕が有司も亦能く朕が意を體して事に從ひ列國との關係年を逐ふて益親厚に赴くを見る今不幸にして露國と鬱端を開くに至る豈朕が志ならむや

帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非ず是れ兩國累世の關係に因るのみならず韓國の存亡は實に帝國安危の繋る所なればなり然るに露國は其の清國との盟約及列國に対する累次の宣言に拘はらず依然滿洲に占據し益其地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす若し滿洲にして露國の領有に歸せん乎韓國の保全は支持するに由なく極東の平和要素より望むべからず故に朕は此の機に際し切に妥協に由て時局を解決し以て平和を恒久に維持せむことを期し有司をして露國に提議し半歳の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交譲の精神を以て之を迎へず曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し以て我を屈從せしめんとす凡そ露國が始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし露國は既に帝國の提議を容れず韓國

の安全は方に危急に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國の平和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求むるの外なし朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保全せむことを期す

東郷平八郎に下し給へる勅語 明治三十七年
二月十二日

聯合艦隊は陸兵韓國上陸の任務を完ふし其西岸を攘ひ敵艦を旅順に撃ちて其の數隻を破り氣勢大に振ふと聞く朕太だ之を嘉みす將士益奮勵せよ

日露開戦に付陸軍大臣寺内正毅海軍大臣山本權兵衛並に

各師團長に下し給へる勅語 明治三十七年
二月十四日

朕は東洋平和を以て朕が衷心の欣幸とする所なるが故に清韓の兩國に關する時局の問題

東郷一時に
聯合艦隊司令長官

に付朕が政府をして昨年來露國と交渉せしめたり然るに露國政府は東洋の平和を顧念するの誠意なきことを確認せしむるの止むを得ざるに達したり蓋し清韓兩國領土の保全は我日本の獨立自衛と密接の關係を有す茲に於て朕は朕が政府に命じて露國と交渉を断ち我獨立自衛の爲めに自由の行動を執らしむることに決定せり

朕は卿等の忠誠勇武に信頼し其目的を達し以て帝國の光榮を全くせむことを期す

井上馨に下し給へる勅語 明治三十七年二月十八日

朕卿が啓沃に頼るを惟ひ卿をして國家要務の諮詢に應ぜしむ卿克く獎順の忱を竭さむことを望む

長井群吉に下し給へる勅語 明治三十七年二月二十日

第四驅逐隊暗に乘じ險を冒し敵艦を旅順に襲撃して奇效を奏せりと聞く朕太だ其の勇敢

長井一時
驅逐隊司令

嘉みす

東郷平八郎に下し給へる勅語 明治三十七年二月二十八日

聯合艦隊の旅順港口を閉塞せんとしたる壯舉を聞く朕深く其の事に與かりし將校下士卒の忠烈を嘉す

臨時帝國議會召集の詔勅 明治三十七年三月二日

朕軍國の急務に關する機會の協賛を望むものあり茲に期に先ち三月十八日を以て臨時帝國議會を東京に召集し十日を會期と爲すべきことを命ず百僚臣庶其れ朕が意を體せよ

東郷平八郎に下し給へる勅語 明治三十七年三月十日

聯合艦隊は旅順口の敵を威嚇し第一驅逐隊第三驅逐隊は特に險を冒し敵の要塞砲火の下

東郷一時
同前

に優勢なる驅逐隊と戦ひ奇功を奏せり朕深く將校下士卒の武勇を嘉尚す

帝國議會開院式の詔勅

明治三十七年
三月二十九日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ

帝國と締盟各國との交際益親厚を加ふるは朕深く之を欣ぶ朕は東洋の平和を永遠に保持するの目的を以て朕が政府をして露國と交渉せしめたり而も露國は平和を尊重するの誠意を缺乏遂に干戈相見るに至れるは朕が憾とする所なり然れども事既に此に至る交戦の目的を達せずむば止むべからず今や朕が軍人は艱苦を排して其の忠勇を致せり朕は帝國臣民が協同一致以て國光を宣揚せむことを望む朕は國務大臣に命じて特に時局に關する緊急なる豫算案及法律案を提出せしむ卿等克く朕が意を體し和衷協贊の任を竭し以て朕が望む所に副へよ

東郷一時に
聯合艦隊司
令長官

東郷平八郎に下し給へる勅語

明治三十七年
三月二十九日

聯合艦隊の再度旅順港口を閉塞せんとしたる壯舉を聞く朕倍す其の事に與かりし將校下士卒の忠烈を嘉す

同明治三十七年
四月十七日

聯合艦隊は旅順口に迫り敵艦を沈め偉功を奏せり朕太だ之を嘉尙す

黒木爲楨細谷資氏に下し給へる勅語

明治三十七年
五月二日

鴨綠江は敵の恃みて以て天險と爲す所第一軍及之に參加したる海軍支隊は計畫周到克く其の强行通過を全くし大に敵を擊破せり朕深く之を嘉す惟ふに爾後の掃蕩は勤勞倍す大なるべし汝將校下士卒奮て勉勵せよ

黒木一時に
聯合艦隊司
令長官

細谷一時に
第一軍司令
官

第三艦隊司
令官

東郷一時に
聯合艦隊司
令長官

東郷平八郎に下し給へる勅語 明治三十七年五月七日
聯合艦隊は三たび旅順口閉塞の壯舉を行ひ猛烈なる敵の抵抗を排し其目的を達せりと聞く朕倍す其事に與かりし將校下士卒の忠烈を嘉す

奥一時に第
二軍司令官

奥保鞏に下し給へる勅語 明治三十七年五月二十九日

第二軍は海軍枝隊と協力し敵の死守したる金州及び其の南方要害の地を力攻し遂に之を陥れ以て旅順口の咽喉を扼し且つ我野戰軍將來行動の地歩を堅固ならしむ朕深く爾等の忠勇を嘉みし尙益奮勵して終局の勝利を收めんことを望む

同上 明治三十七年六月十七日

第二軍は前に南山の堅を抜き未だ久しからざるに今又得利寺附近の敵を攻撃し長時間激

東郷一時に
聯合艦隊司
令長官

戰して大勝を收め其の軍旗を奪ひ聯隊長以下數百名を擒にしたるを聞く朕深く汝等の忠勇能く敵軍の勢力を挫折するを嘉す

東郷平八郎に下し給へる勅語 明治三十七年六月二十六日

聯合艦隊は百難を排して敵の艦隊を制壓し我陸軍を敵地に上陸せしめ確實なる根據地を作成し更に敵の艦隊を旅順港外に擊ち其の數隻を破り偉功を奏せり朕深く將校下士卒の勤勞勇武を嘉尙す汝等益奮勵して前途の大成を期せよ

川村一時に
第十師團長

川村景明に下し給へる勅語 明治三十七年六月三十一日

獨立第十師團は上陸以來屢諸方の敵を破り漸次占領の地歩を進め今又分水嶺の敵を攻撃して潰裂に至らしめて全軍作戦の聯繫を固くせり朕深く之を嘉みす

東京帝國大學に臨みて下し給へる勅語 明治三十七年 七月十一日

明治三十七年 七月十一日

軍國多事の際と雖も教育の事は忽にすべからず其局に當る者克く勵精せよ

西一時に第
二師團長

西寛二郎に下し給へる勅語 明治三十七年 七月十九日

明治三十七年 七月十九日

井上一時に
第十二師團長

井上良馨に下し給へる勅語 明治三十七年 七月二十三日

第一師團は我に倍せる敵軍曉霧に乘じ摩天嶺及び其の附近を襲撃し來れるに對し長時激戦大に之を破り且つ之を追撃し以て其の恢復の企圖を挫折せり朕深く其の勇武を嘉す
第十二師團は細河沿附近に於ける堅固なる敵の陣地を攻撃し長時間激戦の後之を擊破し以て後來の作戦上有利なる地點を占領せり朕深く之を嘉す

奥一時に第
二軍司令官

奥保鞏に下し給へる勅語 明治三十七年 七月三十一日

第二軍は大石橋附近に於て優勢なる敵を攻撃し尋いで第五師團をして夜襲を爲さしめ終に大に之を破り防備堅固なる陣地を陥れ併て營口を占領し水路の利を收む朕深く每戰善く其の功を奏したるを嘉す

黒木爲楨に下し給へる勅語 明治三十七年 八月六日

第一軍は嶮難なる山地に在て善く各部隊の運動を律し榆樹林子及び様子嶺附近に於ける優勢の敵を擊退せり朕深く爾等の屢戰捷を奏するを嘉す

東郷平八郎に下し給へる勅語 明治三十七年 八月十二日

聯合艦隊は敵の艦隊主力を旅順口沖に邀撃し大に之を破り多大の損害を與へたり朕深く

東郷一時に
聯合艦隊司
令長官

其の武勇を嘉尙す

上村彦之丞に下し給へる勅語

明治三十七年八月十五日

上村一時に
第二艦隊司
令官

第二艦隊は萬難を排し朝鮮海峡遮断の任に當り遂に大に浦鹽方面の敵艦隊を擊破し其の一艦を沈め偉功を奏せり朕深く將校下士卒の勤勞勇武を嘉尙す汝等益奮勵して前途の大成を期せよ

河村純義の薨去を弔し給へる御沙汰

明治三十七年八月十五日

十年西南の役總督を輔翼して遂に平定の功を奏し久しく海軍重任を擔ひ大に更張の基を立つ又迪宮淳宮をして善く其の誠を竭せり今や溘亡を聞く曷ぞ痛悼に勝へん因て特に祭資を賜ひ弔慰すべき旨御沙汰あらせらる

上村彦之丞に下し給へる勅語

明治三十七年八月二十二日

上村一時に
第二司令長
官

千歳對馬は哥爾薩港に於て敵艦を擊破し長驅追撃の目的を達したり朕之を嘉尙す

大山巖に下し給へる勅語

明治三十七年九月一日

大山一時に
滿州軍總司
令官

滿洲軍は克く諸軍を糾合し各路齊しく防備堅固なる敵を擊退し終に之を遼陽に壓せり朕其勇武を嘉す以來日夜劇戦を繼續するを聞き深く其勞苦を懷ひ轉軫念に堪へず朕は汝將卒の勇武に信頼す爾將卒其れ益奮勵せよ

同上

明治三十七年九月六日

遼陽は敵の兵略要地と爲し夙に防備を嚴にし軍資集積し全力を竭し死守せし所今滿洲軍萬死を冒し百難を排し奮戰激鬪數晝夜を連ね遂に之を抜く朕深く其の功烈の偉大なるを

嘉す惟ふに其の畫策慎重にして果斷其の運動整齊にして敏活爾將卒之を貫くに忠誠勇武を以てするに非ざれば焉ぞ能く此に至るを得ん抑作戰の前途は尙ほ遼遠なり爾將卒夫れ自愛堅忍更に全局の大成を期せよ

桂一時内閣總理大臣

桂太郎に下し給へる勅語

明治三十七年
十月十六日

開戦以降朕の陸海軍は克く其の忠勇を致し官僚衆庶其の心を一に以て朕が命を遵奉しき著々其の歩を進め今日に及ぶ然れども前途尙遼遠なり堅持久益奉公の誠を竭し以て終局の目的を達することを務めよ

大山一時

大山巖に下し給へる勅語

明治三十七年
十月十六日

滿洲軍司令長官

我滿洲軍は敵軍新銃の増援兵を得て大舉攻撃し來るに對し機先を制して逆擊し激戦數日多大の損害を與へ遂に之を沙河以北に潰走せしめ全く其の企圖を挫折せり朕深く爾將卒

の忠勇克く連日の勞苦に耐へ偉大の功績を奏したるを嘉みす

天長節酺宴の勅語

明治三十七年
十一月三日

本日朕の誕辰に方り各國公使竝に諸大臣等と祝宴を開き歡を共にするは朕の甚だ満足する所なり只不幸にして未だ東洋の平和を克復して朕が希望を達するに至らざるを遺憾とする此宴に會する朕が友邦代表者の君主及大統領の健康を祝し併せて交際の益親密ならむことを望む

第二十一帝國議會開院式の勅語

明治三十七年
十一月三十日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ

帝國と締盟各國との交際益親厚を加ふるは朕深く之を欣ぶ朕は國務大臣に命じ刻下の急要なる臨時軍事費支辨に關する經畫を定めしめ明治三十八年度豫算案及法律案と共に之

を提出せしむ

朕が外征の師は毎戦捷を奏し今や益其の勇武を發揮して戰局漸次其の歩を進む
朕は臣民の忠誠に倚信し終局の目的を達せむことを期す卿等克く朕が旨を體し和衷協贊
の任を竭さむことを努めよ

東郷平八郎に下し給へる勅語

明治三十七年十二月二十三日

東郷一時に
聯合艦隊司令
令長官
乃木一時に
第三軍司令
長官
東郷一時に
聯合艦隊司令
令長官

旅順方面に在る我が水雷艇隊は連夜風雪を冒し強固なる防禦を排して敵の戰艦を襲撃し
僚艇相援けて寸毫の混亂なく克く其の任務を果たす倍操縱の技倆と敢爲の氣力とを發揮
し得たりと聞く朕深く其事に與りし將校下士卒の忠烈を嘉す

乃木希典東郷平八郎に下し給へる勅語

明治三十八年一月六日

旅順は極東に於ける水陸の重鎮なり第三軍及聯合艦隊は協同戮力久しう寒暑を冒し苦難

大山巖に下し給へる勅語

明治三十八年一月三十日

を凌ぎ勇戦奮闘克く其の鐵壘を奪取し堅艦を殲滅し敵をして遂に城を開き降を乞ふに至
らしむ朕深く爾將卒の克く其の重任を全うし偉大の功績を奏したるを嘉す

大山巖に下し給へる勅語

明治三十八年二月八日

滿洲軍は其の左翼に來襲せし優勢なる敵を邀へ勇猛果敢之を渾河右岸に擊退し其の企圖

を挫折し多大の損害を與へたり朕深く之に從事せし將卒の勞苦を察し其の功績を嘉す

大山一時に
満洲軍總司
令官

我が滿洲軍は客冬沙河激戦以來銃を蓄へ妄りに動かず以て戰機の熟するを待ち一度意を
決して起つや全線活動敵軍を壓迫して既に能く包圍の形を占む

朕は捷報の至る毎に我が戰勢の益佳境に進むを憚び又汝將卒餘寒尙ほ酷烈の時に於て數
晝夜に亘る艱苦を察し軫念太だ切なり夫れ各自愛して耐久の勇を養ひ光輝ある功績を奏

し以て朕及び朕が億兆に答へよ

大山一時に
同前

奉天占領の時大山巖に下し給へる勅語

明治三十八年
三月十三日

奉天は春秋以來敵軍此に鞏固なる防禦工事を設け優勢の兵を備へ必勝を期し衝を爭はんとせし所なり我滿洲軍は機先を制し驀然攻進沢寒冰雪中力戰健鬪十餘晝夜を連ね遂に頑強死守の敵を擊破し數萬の將卒を虜にし多大の損害を與へ之を鐵嶺方面に驅逐し曠古の大捷を博し帝國の威武を中外に發揚せり

朕深く爾將卒の能く堅忍耐久絶大の勳功を奏したるを嘉す尙ほ益々奮勵せよ

川村一時に
鴨綠江軍司
令官

川村景明に給へる勅語

明治三十八年
三月十三日

我鴨綠江軍は城廠地方各所の敵を驅逐し清河城を占領し馬群丹及地塔に於て優勢の兵に對し沢寒冰雪を冒し激戦健鬪し多數の敵軍を此方面に牽制し以て滿洲軍の運動に便し遂

に之を撃退し急追撫順を抜き其の退路に逼り多大の損害を與へたり朕深く爾將卒の堅忍持久偉大の戦捷を奏したるを嘉す尙益奪勵せよ

帝國海軍に下し給へる勅語

明治三十八年
五月三十日

我海軍は籌畫攻伐共に宜しきを得中外相待て敵の艦隊を殲滅し以て朕が望に副へり朕深く其偉功を嘉尚す汝等益努力して大成を期せよ

日本海海戦大捷に付東郷平八郎に下し給へる勅

語

明治三十八年
五月三十日

聯合艦隊は敵艦隊を朝鮮海峡に邀撃し奮戦數日遂に之を殲滅して空前の偉功を奏したり朕は汝等の忠烈に依り祖宗の神靈に對ふるを得るを憚ぶ惟ふに前途尙遠なり汝等愈奮勵して以て戦果を全ふせよ

東郷一時に
聯合艦隊司
令長官

小村一時に
媾和全權委員

小村壽太郎に下し給へる勅語 明治三十八年七月六日

米國大統領は日露西國の交戦年を累ねて未だ解けざるを憂へ人道及平和の爲に争を輟むるの急なるを思ひ兩國政府に對して互に全權を簡派し會同商議せしめんことを勸告したり朕の常に平和に眷々たるを以てして戰ふの已むを得ざるに至りたるは固より朕が素志に非ず苟も對手の融悟により干戈を戢むるを得るは何の慶か焉に若かん朕速に大統領の忠言を納れ卿等に命じて和議を訂結するの任に膺らしむ卿等夫れ專心從事平和を永遠に恢復するの目的を達せんことを努めよ

片岡一時に
北遣艦隊司令長官

片岡七郎に下し給へる勅語 明治三十八年七月二十九日

北遣艦隊は天候の障礙を冒して陸軍を護送し其の上陸を完ふせしめて樺太占領の基礎を成せり朕深く之を嘉尙す

原口一時に
陸軍中將

原口兼濟に下し給へる勅語 明治三十八年八月一日

我樺太軍は曩に「コルサコフ」及其の附近の敵を掃蕩して南部の占領を全くし今又首府「アレキサンドロフ」及「ルイコフ」地方の敵を擊攘して其の占領を確實にせり朕深く汝等將卒の行動敏捷にして偉大の效果を收めたるを嘉尙す

巡洋艦「ワリヤーダ」引揚に付委員長新井有貫に

下し給へる勅語 明治三十八年八月十一日

昨春以來汝等百難を排して開戦當初我海軍が擊破したる巡洋艦「ワリヤーダ」の浮揚に從事し遂に其の目的を達するを得たり朕之を擇ぶ

日露媾和成立に付陸海軍人に下し給へる勅語 明治三十八年十月十六日

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕嚮に汝等に示すに軍人の精神たる訓規五ヶ條を以てし明治二十七八年戰役終るや深く邦家の前途を念ひ更に汝等に諭示する所あり爾來十閱年朕が陸海軍は世界の進運に伴ひ經校大に其の歩を進めたり不幸にして客歲露國と釁を啓きしより汝等協力奮勵各其の任務に従ひ籌畫宜を得攻戰機を制し陸に海に曠古の大捷を奏し帝國の威武を宇内に宣揚しけれども朕が望に副へり

朕は汝等の忠誠勇武に頼り出師の目的を達し上は祖宗に對し下は億兆に臨み天職を盡すことを得たるを憚び深く其の戦に死し病に斃れ又は癱瘓と爲りたる者を悼む

朕今露國と和を講ず惟ふに我軍の名譽は帝國の光榮と共に更に汝等の責任を重からしめ國運の隆昌亦汝等の努力に待つこと大なり汝等夫れ能く朕が意を體し留りて軍隊に在る者と散じて郷閭に歸る者とを問はず常に朕が訓諭を服膺して朕が肱股たるの本分を守り益勵精以て報效を期せよ

小村一時
媾和全權委員

小村壽太郎に下し給へる勅語

明治三十八年
十月十六日

朕嚮に米國大統領の忠言を容れ乃ち卿等に授くるに全權を以てし命じて米國に赴き露國使臣と會同し和議訂結の任に膺らしめたり卿等慎重事に從ひ善く大局に顧み其の妥定せる所朕が旨に副ふ用て克く帝國の地位を確保し交戰の目的を貫徹するに足れり朕切に厥の勞勳を念ひ深く之を嘉賞す

日露媾和成立に付下し給へる詔勅

明治三十八年
十月十六日

朕東洋の治平を維新し帝國の安全を保障するを以て國交の要義と爲し夙夜懈らず以て皇猷を光顯する所以を念ふ不幸客歲露國と釁端を啓くに至る亦寔に國家自衛の必要已を得ざるに出でたり開戦以來朕が陸海の將士は内籌策防備に勤め外進攻出戰に勞し萬難を冒

して殊功を奏す在廷の有司帝國議會と亦善く其の職を盡して以て朕が事を獎め軍國の經營内外の施設其の緩急を憚らず億兆克く儉に克く勤め以て國費の負荷に任じ以て貲用の供給を豊にし舉國一致大業を贊襄して帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり是固より我が皇祖皇宗の威靈に頼ると雖も抑も亦文武臣僚の職務に忠に億兆民庶の奉公に勇なるの致す所ならずむばあらず交戰二十閱月帝國の地歩既に固く帝國の國利既に伸ぶ朕の恒に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せむや嚮に亞米利加合衆國大統領の人道を尊び平和を重するに出でて日露兩國政府に勸告するに媾和の事を以てするや朕は深く其の好意を諒とし大統領の忠言を容れ乃ち全權委員を命じて其の事に當らしむ爾來彼我全權の間數次會商を累ね我の提議する所にして始より交戰の目的たるものと東洋の治平に必要なものとは露國其の要求に應じて以て和好を欲するの誠を明にしたり朕全權委員の協定する所の條件を覽るに皆善く朕が旨に副ふ乃ち之

を嘉納批准せり朕は平和と光榮とを併せ獲て上は祖宗の靈鑑に對し下は以て不績を後昆に貽すを得るを喜び汝有衆と其の譽を偕にし永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ今や露國亦既に舊盟を尋て帝國の友邦たり則ち善鄰の誼を復して更に益敦厚を加ふることを期せざるべからず

惟ふに世運の進歩は頃刻息まず國家内外の庶務は一日の懈なからむことを要す偃武の下益兵備を修め戰勝の餘愈治教を張り然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠に扶持すべし勝に狃れて自ら戢抑するを知らず驕怠の念從て生ずるが若きは深く之を戒めざるべからず汝有衆其れ善く朕が意を體し益其の事を勤め益其の業を勵み以て國家富強の基を固くせむことを期せよ

聯合艦隊凱旋の時東郷平八郎に下し給へる勅語

東郷一時に
司令長官

明治三十八年
十月二十二日

卿が統督する聯合艦隊の能く萬難を排して空前の偉功を奏したるは中外の齊しく瞻望する所なり朕今卿より親しく其戰況を聽き將卒の忠烈を懷ふこと更に深し卿等夫れ自重せよ

柴山一時に
旅順口司令
長官

柴山矢八に下し給へる勅語

明治三十八年
十月十九日

旅順口港内に沈没せる露國軍艦は爾等の努力と伎倆とに由り陸續浮揚し其の多數は既に内地に廻航し我海軍に一段の勢力を添ゆるに至れり朕深く之を嘉賞す

東京灣大觀艦式の時下し給へる勅語

明治三十八年
十月二十三日

朕親しく凱旋の海軍を閲し其の軍容整齊氣士大に振ふを觀太だ之を懼ぶ汝等倍奮勵して帝國海軍の名聲を發揚せよ

大山一時に
滿洲軍總司
令官

大山巖に下し給へる勅語

明治三十八年
十一月八日

卿閥外の重寄を受け大軍を統帥し殊域に在ること茲に久しく今や平和克復に至れり
朕即ち卿を見て長期に亘れる戰況を聽かんと欲す卿夫れ速かに總司令部を率る凱旋復命

せよ

林權助に下し給へる勅語

明治三十八年
十一月三十日

朕日韓の關係を鞏固にするの緊急なるを思ひ政府に其方法を開示せしに卿は訓令を體して韓國政府と折衝の事に當り其任務を全うす朕深く之を嘉賞す

伊藤博文に下し給へる勅語

明治三十八年
十一月二十日

朕帝國と韓國との關係を一層鞏固ならしむるの緊要なるを思ひ卿をして朕が至誠の忠言を韓皇陛下に致さしむるや卿乃ち朕が旨を體し措置宜しきに從ひ以て能く其使命を全ふせり朕深く卿の勞を嘉賞す

長谷川一時
に韓國駐劄
軍司令長官

長谷川好道に下し給へる勅語 明治三十八年十一月二十八日

大山一時
總司令官

滿洲軍凱旋の時大山巖に下し給へる勅語 明治三十八年十二月七日

朕帝國と韓國との關係を一層鞏固ならしむるの緊要なるを念ひ政府に命じ韓國政府と折衝せしむるに方り卿克く當局者を幫け其の任務を全くせしめたり朕深く卿の勤勞を嘉尙す
卿昨年來滿洲軍を指麾し大小數十回の交戦悉く偉功を奏し以て出師の目的を達し洵に朕が望に副へり朕今親しく作戦全局の情況を聽き更に卿の勳績と將卒の忠勇とを嘉尙す

黒木一時に
司令官

第一軍凱旋の時黒木爲楨に下し給へる勅語 明治三十八年十二月九日

卿第一軍を指揮し開戦第一大に敵を鴨綠江に破りし以來各地の戰鬪咸く偉功を奏し克く其の軍の任務を達し洵に朕が望に副へり朕今親しく作戦の経過を聽き更に卿の勳績と將卒の忠勇を嘉尙す

大本營解散の時山縣有朋山本權兵衛寺内正毅伊東祐亭に下し給へる勅語 明治三十八年十二月二十日

山縣一時に
參謀總長
山本一時に
海軍大臣
伊東一時に
陸軍大臣
海軍軍令部
長

客歲大本營設置以來卿等帷幄の機務に參畫し朕が陸海兩軍の統帥の任を翼賛し各機關の經營皆其の宜に適し以て交戦の目的を達し朕が深厚の倚信に副へり朕太だ之れを嘉尙す

第二十二帝國議會開院式の勅語 明治三十八年
十二月二十八日

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告ぐ。

朕は文武臣僚及各員の翼賛と民庶の忠誠に依り光榮を以て干戈を戢め已に露國と善鄰の誼を復したり而して英國との協約裏に改締を經締盟各國との交際益親厚を加ふるは朕深く之を欣ぶ

帝國と韓國の關係は數次協約に依り愈密接を加ふ今後益友好の誼を厚うし以て指導啓發の道を全うせむことを勧めざるべからず

朕は國務大臣に命じ明治三十九年度豫算案及び法律案を議會の議に付せしむ卿等克く國家の進運に鑑み大成を前途に期して和衷協贊の任を竭し以て朕が望む所に副へよ

奥一時に司
令官

第二軍凱旋の時奥保鞏に下し給へる勅語 明治三十九年
一月十二日

卿第二軍を指麾し遼東半島に上陸し南山の敵を破り爾後各地の戰鬪咸く偉功を奏し克く其事の任務を達し洵に朕が望に副へり朕今親しく作戦の経過を聞き更に卿の勳績と將卒の忠勇を嘉尙す

乃木一時に
司令官

第三軍凱旋の時乃木希典に下し給へる勅語 明治三十九年
一月十四日

卿第三軍を指麾し堅固なる旅順要塞を攻略し且同港に據れる艦船を擊沈し爾後各地の戰鬪咸く偉功を奏し克く其の軍の任務を達し洵に朕が望に副へり朕今親しく作戦の経過を聞き更に卿の勳績と將卒の忠勇を嘉尙す

野津一時に
司令官

第四軍凱旋の時野津道貫に下し給へる勅語 明治三十九年
一月十七日

川村一時に
司令官

卿第四軍を指麾し友軍と策應して栃木城方面の敵を撃攘し爾後各地の戦鬪咸く偉功を奏し克く其の軍の任務を達し洵に朕が望に副へり朕今親しく作戦の経過を聞き更に卿の勳績と將卒の忠勇を嘉尙す

鴨綠江軍凱旋の時川村景明に下し給へる勅語 明治三十九年 一月二十日

卿鴨綠江軍を指麾し常に險難なる地境に行動し機を失せず奉天附近の會戦に參與して偉功を奏し克く其軍の任務を達し洵に朕が望に副へり朕今親しく作戦の経過を聞き更に卿の勳績と將卒の忠勇とを嘉尙す

日本赤十字社に下し給へる勅語 明治三十九年 二月十六日

明治三十七八年戰役に於て陸海軍の衛生業務を幫助し遺憾ながらしめ克く博愛の實を擧げたり朕深く之を嘉す

日露戰役陸軍凱旋觀兵式の時凱旋諸軍に下し給へる勅語 明治三十九年 四月十三日

朕茲に凱旋軍を集合して親しく觀兵式を擧げ軍紀大に振ひ隊伍克く整ふを認め朕深く之を懽ぶ汝等益奮勵し以て帝國陸軍の進歩を期せよ

帝國軍人援護會に下し給へる勅語 明治三十九年 六月七日

明治三十七八年の戰役に際し時に及び財を募り以て軍人家族遺族廢兵救護の經營に資しきく軍人援護の績を致せり朕深く之を嘉す

日露戰役中盡力せし全國諸團體に下し給へる御沙汰 明治三十九年 七月十七日

明治三十七八年戰役の際團體及篤志者に於て師を犒ひ兵を恤み以て志氣の振勵に務め産を援け窮を濟ひ以て出征をして後顧の憂ひながらしめ寡獨の慰藉老幼の保護其他各種後援の施設亦咸宜しきに適ひ所在相應じて國民奉公を竭しと段御満足に被思召候旨御沙汰候事

兒玉一時に
參謀總長

兒玉源太郎の薨去を弔し給へる御沙汰

明治三十九年七月二十七日

夙に身を軍務に委ね久しく力を要職に竭し新附の地に莅みては治績大に舉り帷幄の謀に參しては武維れ隆し今や溘亡す曷ぞ悼惜に勝へむ宜しく特に祭資を賜ひ以て弔慰すべき旨御沙汰候事

伊藤一時に
帝室制度調査局總裁

伊藤博文に下し給へる勅語

明治四十年二月十四日

曾て皇室典範帝國憲法を制定せしや卿實に草創の任に膺り帝室制度調査局を置くに及て

都筑一時に
平和會議委員

卿をして之を總裁せしむ今や其功竣を告ぐ是に於て皇室諸般の令章始めて備はり以て後嗣に貽す所あり朕深其績を嘉す

都筑馨六に下し給へる勅語

明治四十年四月十九日

朕常に世界平和の維持に眷々たり今回特に卿を遣して平和會議に列せしむるに當り卿能く此旨を體し以て事に從へよ

大谷光瑞に下し給へる勅語

明治四十年五月十三日

明治三十七八年の戰役に際し先心を紹述して門末一般の奉公を獎勵し又汎く從軍僧侶を出征部隊に派遣し士氣を鼓舞するに努め其勞歎からず朕深く之を嘉す

日韓協約成立に付伊藤博文に下し給へる勅語

明治四十年八月二十日

伊藤一時に
本願寺派管長
韓國統監

伊藤一時に
同前

朕夙に東洋の平和を重じ卿をして韓國の扶殖に任せしむ卿克く朕が意を體し拮据盡瘁効果維舉り今や新協約の成立を見る寔に卿が忠誠の致す所なり朕深く其功勞を嘉す

皇太子殿下韓國行啓の時伊藤博文に下し給へる

勅語 明治四十年
十一月九日

朕曩に東宮をして韓國に觀光せしむ皇帝特に遠く迎へて之を勞し終始遇するに優禮を以てせられたり朕深く其厚誼を感じ又卿が東宮輔翼の力多きに居るを嘉す惟ふに爾後兩國の親交は年に日に加はるありて我隣邦指導の責は卿に依りて必ず成らむ卿夫れ加餐自重せよ

林友幸の薨去を弔し給へる御沙汰 明治四十年
十一月十二日

軍務に維新の初に參し又民治を更始の時に管し劇職に居て勳績を效せり後皇女保育の責

に任じて夙夜常侍意思懇到其勞も亦寔に尠からず今や溘亡を聞く曷ぞ軫悼に勝へん宜く
賛を賜ひて以て弔慰すべし

陸軍大演習に付下し給へる勅語 明治四十年
十一月十八日

講評は今參謀總長をして爲さしめたり之を要するに各團體の戰鬪動作及諸部諸機關の勤務は實戰の經驗に依り殊に進歩せるを認め朕之を喜ぶ然れども今世軍事の進運は決して
平時の偷安を許さず汝等益奮勵し他日の大成を期せよ

都筑馨六佐藤愛麿に下し給へる勅語 明治四十一年
一月二十三日

卿等曩に平和會議に列し克く其の任務を竭せり朕深く之を嘉獎す

衆議院議員總選舉の詔勅 明治四十一年
四月十一日

那筑一平和
會議委員
佐藤一和蘭
國公使

朕衆議院議員選舉法第二十八條に依り明治四十一年五月十五日を以て衆議院議員の總選舉を行ふことを命ず

勤儉貯蓄を奨め給へる詔書

明治四十一年
十月十三日

朕惟ふに方今人文日に就り月に將み東西相倚り彼此相濟し以て其の福利を共にする朕は爰に益國交を修め友義を惇し列國と與に永く其の慶に頼らむことを期す顧みるに日進の大勢に伴ひ文明の惠澤を共にせむとする固より内國運の發展に須つ戰後日尙淺く庶政益更張を要す宜く上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相誠め自彊息まさるべし

抑我が神聖なる祖宗の遺訓と我が光輝ある國史の成跡とは炳として日星の如し寔に克く恪守し淳礪の誠を輸さば國運發展の本近く斯にあり朕は方今世局に處し我が忠良なる臣民の協翼に倚藉して維新の皇猷を恢弘し祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ爾臣民其

れ克く朕が旨を體せよ

米國艦隊來航に付司令官スペリーに下し給へる

勅語

明治四十一年
十月十三日

朕は米國海軍の代表者として卿を迎ふるに方り貴國大統領の懃懃なる來意に接するを擇ぶ

朕は深く大統領の友誼好情を諒とし齊く卿を經て大統領に致すに朕が衷誠の念を以てせむとす朕は貴我兩國の親交現に最敦厚なるを覗て欣快に堪へず今又卿の來朝に由り朕が臣民をして重て卿が國人に對する友愛の衷情を表彰するの機を得せしめたるを大統領に謝す

合衆國と傳來の關係たる輯睦親善は朕が最も重要と爲す所たり益兩國の友好を牢固にして善隣和好の聯繫を不磨ならしむるは朕が不易の企望たること將來猶既往の如くなる

べし朕は卿に囑するに此意を大統領に致さむことを以てす朕は卿に前途の航程依然平安ならむことを祈る

米國大統領の電信に回電せられし勅語 明治四十一年十月二十七日

大西洋艦隊の我帝國を辭するに際し貴國大使を經て最も懇懃の來旨に接したるは朕が衷心閣下に謝する所なり朕は帝國に於ける艦隊の迎接頗る閣下並貴國人民の意に恵ひたるを審にし欣悦に堪へず惟ふに艦隊の來朝は朕をして閣下に對する敬意の表證を新たにするを得せしめ朕が臣民亦之に依て重て貴國人民に對し友愛の衷誠を彰明することを得たり朕茲に朕が政府の招請を容れられたる閣下の高誼を謝せんと欲す而して此次の盛事は永く後代に紀念すべく其貴我兩國親好善隣の聯繫を堅固ならしむべきこと固より確然たるは朕が深く欣悦とする所なり

奈良地方陸軍大演習に付下し給へる勅語 明治四十一年十一月十三日

演習の細目に就きては參謀總長をして講評せしめたり更に之を概括すれば其成績往日に比し一層進歩せるを認め朕之を嘉みす然れども汝等治に居て亂を忘れず益奮勵日新の軍事を研鑽し以て干城の重鎮を完うせよ

神戸沖大觀艦式に付下し給へる勅語 明治四十一年十一月十八日

朕嚮に親しく海軍を閲してより已に三星霜を経たり今演習の經過を聞き又艦隊を閲するに更に進歩の跡あるを觀る是れ汝等が平常の勤勉に因る所朕太だ之を憚ぶ汝等益奮勵し一意本分を盡さむ事を期せよ

宮内大臣以下宮内官吏に下し給へる勅諭 明治四十一年十二月十八日

宮内大臣
田中光顯

朕曩日詔を下し臣民の嚮ふ所を知らしむ今や國運の趨勢に従ひ宮廷各般の費途亦之に伴ふものあり宜く華を去り實に就き淬勵心を盡し規畫する所あるべし

皇室財政の收支固より限定あり供需其途を謬らずして收支豫算の金額を確定し萬已むを得ざるに非ざれば其範圍を超えるを許さず

宮廷の臣僚其れ克く斯旨を體し協戮して諸般の規模を革新し皇室財政の基礎を鞏固にし國家戦後の經營と相須ちて施設の全きを期せよ

野村靖の薨去を弔し給へる御沙汰

明治四十二年一月二十八日

夙に大義を唱へて王事に奔走し荐に要職を歷て國務を贊襄し皇女保育の任に膺りて勤勵誠を效せり訃音忽聞す曷ぞ痛惜に勝へん宜く賄を賜ひ以て弔慰すべし

伊藤博文を樞密院議長に任じ給へる勅語

明治四十二年六月十四日

朕特に卿をして統監の任に膺らしむるや卿の忠誠練達なる克く草創の業を理め韓國扶植の基を固くし以て朕の倚信に副へり其功績寔に偉大なりとす今や卿の陳情を容納し統監の職を解くに方り朕は尙深く卿の啓沃毗贊に頼るものあらむとす卿夫れ之を體せよ

田中光顯免官の時下し給へる勅語

明治四十二年六月十六日

卿宮内大臣の職に在りしこと十餘年勵精事に當り庶政を綜理し克く翊贊の任を完くせり朕深く其の功績を嘉す

嵯峨實愛の薨去を弔し給へる御沙汰

明治四十二年十月二十四日

四朝に歴任して力を王政復古に盡し勤勉職を奉じて維新の皇謨を翼贊其の勳績を念ひ此の溢亡を悼む宜しく祭資を賜ひて弔慰すべき旨御沙汰候事

伊藤博文の薨去を弔し給へる詔書 明治四十二年十一月二日

志を立てて奮勵王政の復古を唱へ難を排して邁往宏猷を維新に賛け憲法を草創して刊らざるの典を修め韓國を指導して渝ることなきの盟を締び股肱之れ倚り柱石之れ任じ忠貞君に奉じて公正事に當り勳績倍す顯れて望一世に隆し忽ち訃音に接す曷ぞ軫悼に勝へん茲に侍臣を遣し赙を齎して以て弔慰せしむ

佐々木高行の薨去を弔し給へる御沙汰 明治四十三年三月六日

法司に輔副して力を撰律に致し左右に陪侍して誠を進規に盡す後に要職を歴て終に樞府に班し皇女を保育して嘉禮以て成る寔々終始克く其の任を完くせり齡八旬を超えて未だ暮年を樂むに遑あらず訃聞遽に臻る痛悼曷ぞ勝へむ宜く赙を賜ひて以て弔慰すべき旨御沙汰候事

岩倉具定の薨去を弔し給へる御沙汰 明治四十三年四月五日

維新の際戎馬に從事して山道の軍を督し後左右に出入して清要の職に居る尋で樞府にして遂に宮内に相たり恪勤端慤終始渝ることなし俄に溘亡を聞く曷ぞ軫悼に勝へむ宜く輔を賜ひて以て弔慰すべき旨御沙汰候事

徳川昭武の薨去を弔し給へる御沙汰 明治四十三年七月十一日

祖業を紹述して王事に勤勞し夙に禁闈の守護に任じ首として蝦夷の開拓を倡へ維新の際兵を東北に出して累に戰功あり今や溘亡す曷ぞ軫悼に勝へむ宜く使を遣して以て弔慰せしむべき旨御沙汰候事

韓國併合に付下し給へる詔書 明治四十三年八月二十九日

朕東洋の平和を永遠に維持し帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絶し平和を確保せしめむことを期せり

爾來時を経ること四年有餘其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績亦見るべきものありと雖韓國の現制は尙未治安の保持を完するに足らず疑懼の念毎に國內に充溢し民其の堵に安せず公共の安寧を維持し民衆の福利を増進せむが爲には革新を現制に加ふるの避く可らざること瞭然たるに至れり

朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み韓國を擧て日本帝國に併合し以て時勢の要求に應するの已むを得ざるものあるを念ひ茲に永久に韓國を帝國に併合することとなせり
韓國皇帝陛下及其の皇室各員は併合の後と雖相當の優遇を受くべく民衆は直接朕が綏撫の下に立ちて其の康福を増進すべし産業及貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るべし而して東洋の平和は之に依りて愈其の基礎を鞏固にすべきは朕の信じて疑はざる所

なり

朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ百官有司克く朕の意を體して事に從ひ施設の緩急其の宜きを得以て衆庶をして永く治平の慶に頼らしむることを期せよ

李王冊立の詔書

明治四十三年八月二十九日

朕天壤無窮の丕基を弘くし國家非常の禮數を備へむと欲し前韓國皇帝を冊して王と爲し昌德宮李王と稱し嗣後此の隆錫を世襲して以て其の宗社を奉ぜしめ皇太子及將來の世嗣を王世子とし太皇帝を太王と爲し德壽宮李太王と稱し各其の儕匹を王妃又は王世子妃とし竝に待つに皇族の禮を以てし特に殿下の敬稱を用ひしむ世家率循の道に至りては朕は當に別に其軌儀を定め李家の子孫をして奕葉之に頼り福履を増綏し永く休祉を享けしむべし茲に有衆に宣示して用て殊典を昭にす

兩李公優遇の詔書 明治四十三年 八月二十九日

朕惟ふに李堉及李熹は李王の懿親にして令聞夙に彰はれ權域の瞻望たり宜く殊遇を加錫し其の儀稱を豊にすべし茲に特に公と爲し其の配匹を公妃とし並に待つに皇族の禮を以てし殿下の敬稱を用ひしめ子孫をして此の榮錫を世襲し永く寵光を享けしむ

朝鮮に下し給へる大赦及租稅減免の詔書 明治四十三年 八月二十九日

朕惟ふに統治の大權に由り茲に始て治化を朝鮮に施くは朕が蒼黎を綏撫し赤子を體恤するの意を昭示するより先なるはなし乃ち別に定むる所に依り朝鮮に於ける舊刑所犯の罪囚中情狀の憫諒すべき者に對して特に大赦を行ひ積年の逋租及今年の租稅は之を減免し以て朕が軫念する所を知悉せしむ

柱一時に内閣總理大臣

韓國併合に付桂太郎に下し給へる勅語 明治四十三年 八月二十九日

韓國併合條約締結に關し翼贊心を盡し能く機宜を制す朕深く卿が夙夜の勞を嘉みす

宗秩寮設置に付華族に下し給へる勅語 明治四十三年 八月三十一日

華族は士民の上に位す宜く履操端肅力めて世の儀表たるべし

今や新に宗秩寮を置き皇謨の貴きと共に宗班の重きを管せしむ汝等砥礪恪勤倍報效の誠を致し常に厥の躬を顧みて言行を慎み敢て或は失墜することなきを期せよ

施療濟生の旨を内總理大臣に下し給へる詔勅

明治四十四年 二月一日

朕惟ふに世局の大勢に隨ひ國運の伸張を要すること方に急にして經濟の状況漸に革まり

内閣總理大臣
柱一桂太郎

人心動もすれば其の歸向を謬らむとす政を爲す者宜く深く此に鑒み倍憂勤して業を勧め教を敦くし以て健全の發達を遂げしむべし若夫れ無告の窮民にして醫藥給せず天壽を終ふこと能はざるは朕が最軫念して措かざる所なり乃ち施藥救療以て濟生の道を弘めむとす茲に内帑の金を出し其の資に充てしむ卿克く朕が意を體し宜きに隨ひ之を措置し永く衆庶をして頼る所あらしめむことを期せよ

局外中立宣言の詔書 明治四十四年十月三日

朕は此の次伊太利國と土耳其國との間不幸にして釁端を啓くに方り帝國と此の兩國との間に現存する平和の關係を維持せむことを欲し茲に局外中立を宣言す帝國臣民竝に帝國の管轄内に在る者は戰局の終るに至るまで嚴正中立と相容れざる一切の行動を避くることを期せよ

小村壽太郎の薨去を弔し給へる御沙汰 明治四十四年十二月三日

獻猷機に合して同盟の信を通じ締約議を提して友邦の好を修む任に外交に膺りて功終始あり訃音忽に至る軫悼曷ぞ勝へむ宜しく赙を賜ひて以て弔慰すべき旨御沙汰候事

東久世通禧の薨去を弔し給へる御沙汰 明治四十五年一月六日

皇圖を維新に策して流離艱に處し邊陲の重寄に任じて開拓基を創む獻替局に當りて樞府に副と爲り齒德俱に崇く徳望竝に茂し忽ち凶間に接して悼み宸襟に切なり宜く赙を賜ひて以て弔慰すべき旨御沙汰候事

詔勅集終

詔勅集索引

(内容によりて分類し、部目
は五十音順に、各詔勅の見
出しは頁順に排列す)

○夷俘	
夷俘を撫恤する勅(桓武天皇)	三八
夷俘を教喻せしむる勅(桓武天皇)	三七
夷俘を遷して防人と爲す勅(平城天皇)	三七
夷俘を教喻せしむる勅(嵯峨天皇)	三七
夷俘をして姓名を稱せしむる勅(嵯峨天皇)	三七
重て夷俘を訓道せしむる勅(嵯峨天皇)	三七
夷俘の田租を收むる勅(嵯峨天皇)	三七
夷俘を綏する勅(清和天皇)	三七
○外交	
百濟國王に報する詔(欽明天皇)	三三
百濟國王に賜へる詔(欽明天皇)	三三
高麗使人による供給する詔(欽明天皇)	三三
隋煬帝に復する書(推古天皇)	三三
弔使を新羅に遣す詔(文武天皇)	三三

國司私に田を營み竝に墾闢を禁する詔(桓武天皇)

農を勧むる詔(元正天皇)
農業を勧むる詔(元正天皇)
農業を務むる詔(聖武天皇)

三九五

王臣山澤の利を專にすゑを禁する詔（桓武天皇）

農桑を勧説する敕(云謂天皇)
亢旱につき五畿内に下す勅(桓武天皇)
農耕を勉勵する勅(仁明天皇)

卷三

謾に官物を費すを禁する勅(桓武天皇)
犯すある國司を罰する勅(桓武天皇)
諸司怠慢を督する勅(平城天皇)
火災償墳の勅(嵯峨天皇)
吏を貴むる勅(嵯峨天皇)
解由の勅(仁明天皇)
伊勢の國司竝大神宮司に下す勅(清和天皇)
求飲を禁する勅(光孝天皇)

工部省雇英國人カーケルに下し給へる勅語
(明治天皇)

内國勸業博覽會開會の勅語(明治天皇)

第一回内國勸業博覽會閉場式の勅語(明治天皇)

第二回内國勸業博覽會開場式の勅語(明治天皇)

第二回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語
(明治天皇)

博物館開場式の勅語(明治天皇)

三七
九五

農桑を勧むる詔(繼體天皇)
麥禾を種る詔(元正天皇)
諸國司を勵す詔(元正天皇)

水産博覽會褒賞授與式の勅語（明治天皇）
第三回内國勸業博覽會開場式の勅語（明治天皇）
第三回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語

五四七

第四回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語
（明治天皇）

第五回内國勸業博覽會開場式の勅語（明治
天皇）

第五回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語
（明治天皇）

第三帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
憲法上の疑義に屬する貴族院の上奏に答へて下し給へる勅（明治天皇）
第四帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
在廷の臣僚に告ぐる勅（明治天皇）
第五帝國議會開院式の勅語（明治天皇）

五九 五八

貴族院令並に伯子男撰舉規則及多額納稅者
互撰規則施行の勅(明治天皇)

第一帝國議會召集の詔勅(明治天皇)

第一帝國議會開會の詔勅(明治天皇)

第一帝國議會開院式の勅語(明治天皇)

貴族院伯爵議員補闕選舉の詔勅(明治天皇)

第一帝國議會會期延長の詔勅(明治天皇)

第一帝國議會閉院式の勅語(明治天皇)

第二帝國議會開院式の勅語(明治天皇)

第二帝國議會衆議院解散の詔勅(明治天皇)

第二帝國議會貴族院停會の詔勅(明治天皇)

衆議院議員臨時選舉の詔勅(明治天皇)

衆議院の上奏に對し内閣大臣へ敕語（明治天皇）
第六帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
臨時議會を廣島に召集し給ふ詔（明治天皇）
第七臨時帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
第八帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
第九帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
第十帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
第十一帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
第十三帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
第十四議會開院式の勅語（明治天皇）
第十五帝國議會開院式の勅語（明治天皇）
貴族院議員に賜へる詔勅（明天治皇）

七〇 六六 六五 六四

西南の役行在所にて川路利良に下し給へる
勅語(明治天皇)
西京より還幸につき熾仁親王に下し給へる
勅(明治天皇)
西南の役に從軍せし屯田兵に下し給へる勅
語(明治天皇)
第二新選旅團兵の解隊整列式に前島密等に
下し給へる勅語(明治天皇)
開拓使屯田兵の解隊整列式に下し給へる勅
語(明治天皇)
別動隊第三旅團整列天覽の節下し給へる勅
語(明治天皇)
西南役の時出征中の熾仁親王に下し給へる
勅(明治天皇)
征討參軍黒田清隆凱旋の時勅語(明治天皇)
陸軍少將野津鎮雄外二人凱旋の時勅語(明
治天皇)
征討總督熾仁親王凱旋の時勅語(明治天
皇)
征討參軍山縣有朋河村純義凱旋の時勅語
(明治天皇)

四九三 四九四 四九五 四九六 四九七 四九八 四九九

嘉彰親王凱旋の時勅語(明治天皇)
陸軍少將曾我祝準凱旋の時勅語(明治天治
皇)
海軍少將伊東祐磨凱旋の時勅語(明治天
皇)
陸軍少將高島鞆之助凱旋の時勅語(明治天
皇)
宇和島出張巡查隊整列天覽の節の勅語(明
治天皇)
新選旅團整列式の時勅語(明治天皇)
西南の役歩兵第八聯隊一大隊長大島義昌へ
勅語(明治天皇)
陸軍少將三好重臣三浦梧樓凱旋の時勅語
(明治天皇)
熊本籠城谷千城へ勅語(明治天皇)
凱旋の諸隊整列式天覽の際勅語(明治天皇)
西南の役隊附各部長へ勅語(明治天皇)
陸軍少將三好重臣三浦梧樓凱旋の時勅語
(明治天皇)
近衛射的場開場式の勅語(明治天皇)
陸海軍軍人に下し給へる勅語(明治天皇)
巡察隊整列式天覽の時大隊長心得萩原貞固
へ勅語(明治天皇)
戎備皇張に付地方長官に下し給へる勅語

五〇〇 五〇一 五〇二 五〇三 五〇四 五〇五 五〇六 五〇七 五〇八 五〇九 五〇九

(明治天皇)
埼玉縣に於て近衛兵の演習を天覽あらせら
れし時に下し給へる勅語(明治天皇)
陸海軍聯合大演習の時下し給へる勅語(明
治天皇)
吳鎮守府に臨て下し給へる勅語(明治天皇)
茨城縣に於て近衛の演習を天覽あらせられ
し時に下し給へる勅語(明治天皇)
陸軍特別大演習を終りたる時下し給へる勅
語(明治天皇)
清國に對し宣戰の詔(明治天皇)
義勇兵に關する勅諭(明治天皇)
平壤大捷に付山縣有朋其他へ勅語(明治天
皇)
黃海大捷に付伊東祐亭へ勅語(明治天皇)
鴨綠江大勝に付山縣有朋へ勅語(明治天皇)
旅順口占領に付大山巖へ勅語(明治天皇)
大連灣旅順口占領に付伊東祐亭へ勅語(明
治天皇)
山縣有朋召還の勅語(明治天皇)
山縣有朋を監軍に任する勅語(明治天皇)

五一 五一

海城大勝に付野津道貫へ勅語(明治天皇)
威海衛占領の時大山巖へ勅語(明治天皇)
威海衛北洋艦隊全滅の時伊東祐亭へ勅語
(明治天皇)
營口地方戰捷に付野津道貫へ勅語(明治天
皇)
營口地方戰捷に付大山巖へ勅語(明治天皇)
彰仁親王を大總督に任する勅(明治天皇)
彰仁親王へ御沙汰(明治天皇)
媾和使來朝の時黒田清隆へ勅語(明治天皇)
陸海軍軍人に賜へる勅語(明治天皇)
臺灣賊徒掃討に付能久親王へ勅語(明治天
皇)
臺南賊徒掃蕩に付樺山資紀へ勅語(明治天
皇)
日本赤十字社に下し給へる勅語(明治天皇)
大本營解散の節下し給へる勅語(明治天皇)
元帥府を設くる詔(明治天皇)
攝河泉陸軍大演習結了の時各將校に下し給
へる勅語(明治天皇)
北清事件に付出征の第五師團に下し給へる

五一 五一

冰川神社を武藏國の鎮守に爲し給へる詔
(明治天皇)

神靈鎮祭の詔(明治天皇)

宣教の詔(明治天皇)

○ 雜

紀伊國弱濱改名の詔(聖武天皇)

京邑に鹽穀を班給する詔(聖武天皇)

賊徒妖言及び禽獸を捕ふるを嚴禁する詔

(聖武天皇)

神馬の瑞につき賑給の詔(聖武天皇)

出舉正稅の利を免する詔(聖武天皇)

馬牛を屠殺するを禁する詔(聖武天皇)

墾田を給ふ詔(聖武天皇)

京官文武職事に下す勅(聖武天皇)

騎射相撲の勅(聖武天皇)

長屋王滅後國司に下す詔(聖武天皇)

馬飼雜戸人等を免する勅(聖武天皇)

瑞龜につきての勅(聖武天皇)

郡領國司繼嗣の勅(聖武天皇)

大隅其他の國官人の祿等の制(聖武天皇)

王臣の中私家に兵器を貯ふべからざる詔
(孝謙天皇)

紀伊國の調庸を免する詔(孝謙天皇)

債負を免する勅(孝謙天皇)

南島牌を樹つるの勅(孝謙天皇)

田獵を停むる勅(孝謙天皇)

雙六を禁する勅(孝謙天皇)

糶米の勅(孝謙天皇)

再下穀を運ぶの勅(孝謙天皇)

糶を松原倉に運ぶの勅(孝謙天皇)

白雉嘉瑞の勅(孝謙天皇)

官舍を修理する勅(孝謙天皇)

穀に名字を用ふるを禁する勅(孝謙天皇)

白鳥白龜神馬の瑞を嘉する勅(孝謙天皇)

桃生伊治二城營造民を徙すの勅(孝謙天皇)

符瑞の勅(孝謙天皇)

祥瑞の勅(孝謙天皇)

諸國司交替期を延す勅(淳仁天皇)

諸國史生の任期を短うする勅(淳仁天皇)

新羅歸化人につきて太宰府に下す勅(淳仁天皇)

祥瑞の勅(孝謙天皇)

諸國司交替期を延す勅(淳仁天皇)

備穀を返給する勅(仁明天皇)

相撲を求むる勅(仁明天皇)

藻巻漁を禁する勅(仁明天皇)

遣唐舶漂損の勅(仁明天皇)

蔭子の勅(仁明天皇)

下馬の制(仁明天皇)

遣唐大師藤原常嗣等に下す勅符(仁明天皇)

太宰大貳藤原廣敏等に下す勅符(仁明天皇)

遣唐副使小野篁に下す勅符(仁明天皇)

藤原常嗣に下す勅符(仁明天皇)

太宰府に下す勅符(仁明天皇)

重れて太宰府に下す勅符(仁明天皇)

太宰府に下す勅符(仁明天皇)

封祿舊に復する勅(清和天皇)

太宰府に下す勅符(仁明天皇)

新羅人を諸國に配置する勅(清和天皇)

水陸田を鴨川堤邊に營むを禁止する勅(清和天皇)

新羅人を放還する勅(清和天皇)

禁野を蘇るを聽す勅(陽成天皇)

新羅人を放還する勅(清和天皇)

禁野を蘇るを聽す勅(陽成天皇)

新羅人を放還する勅(清和天皇)

禁野を蘇るを聽す勅(陽成天皇)

索引 救免 賞典 招聘 賢罪

六八四

天皇不豫大赦の詔(聖武天皇)
惠美押勝の亂後大赦の詔(孝謙天皇)
改元大赦の詔(淳仁天皇)
天皇不豫大赦の詔(淳仁天皇)
天皇不豫大赦の詔(光仁天皇)
逆黨を原宥する詔(光仁天皇)
朔旦冬至大赦の詔(嵯峨天皇)
松平容保を寛典に處し給へる詔(明治天皇)
松平容保を寛典に處し給へる詔(明治天皇)
朝鮮に下し給へる大赦及租稅減免の詔書
(明治天皇)

柳原前光に下し給へる詔(明治天皇)
伊勢大神宮へ大勳章を納め給ふ詔(明治天皇)

鐵仁親王を大勳位に叙する勅語(明治天皇)
大久保利道に下し給へる勅語(明治天皇)
山縣有朋河村純義黒田清隆を勳一等に叙す

る勅語(明治天皇)
大隈重信を勳一等に叙する勅語(明治天皇)
大木喬任寺島宗則を勳一等に叙する詔勅

(明治天皇)
伊藤博文を勳一等に叙する詔勅(明治天皇)
勳章改定の詔(明治天皇)

金鵄勳章創設の詔(明治天皇)
五爵制定の詔(明治天皇)

伊藤博文を勳一等に叙する詔勅(明治天皇)
勳章改定の詔(明治天皇)

柳原前光に下し給へる詔(明治天皇)
伊勢大神宮へ大勳章を納め給ふ詔(明治天皇)

鞍作磨心の子孫に姓を賜ふ詔(元明天皇)
藤原仲麻呂に姓名を賜ふ勅(淳仁天皇)

小松清廉に下す勅宣(明治天皇)
勳章制定の詔勅(明治天皇)

賞牌制定につき各親王に下し給へる詔(明治天皇)
西郷従道に下し給へる詔(明治天皇)

隼賊を討ちし將士を優賞する詔(元明天皇)
鞍作磨心の子孫に姓を賜ふ詔(元明天皇)

藤原仲麻呂に姓名を賜ふ勅(淳仁天皇)
小松清廉に下す勅宣(明治天皇)

勳章制定につき各親王に下し給へる詔(明治天皇)

西郷従道に下し給へる詔(明治天皇)

隼賊を討ちし將士を優賞する詔(元明天皇)
鞍作磨心の子孫に姓を賜ふ詔(元明天皇)

藤原仲麻呂に姓名を賜ふ勅(淳仁天皇)
小松清廉に下す勅宣(明治天皇)

勳章制定につき各親王に下し給へる詔(明治天皇)

西郷従道に下し給へる詔(明治天皇)

索引 食封 制度 遷謫 忠功臣

六八五

○食封
食封の詔(文武天皇)
封戸を分て子に傳ふる詔(文武天皇)
尙侍尙藏封戸を増す勅(淳仁天皇)

○制度
式部省に下す制(元明天皇)
郡司をして致仕を縱にせしむる勿れの制
(元明天皇)
商布丈尺の制(元明天皇)
錢を擇ぶを禁する制(元明天皇)
百姓の王臣に仕へるを禁する詔(元正天皇)
物を輸する詔(元正天皇)
蓄馬の制を定むる詔(元正天皇)
價錢を平章する詔(元正天皇)
白鍋を藏するを嚴禁する勅(元正天皇)
諸國に下す制(元正天皇)
令外諸司判官等給祿の制(元正天皇)
令外諸司史生等賜祿の制(元正天皇)
穀を收むる制(元正天皇)

○遷謫
道鏡法師を遷謫する令旨(光仁天皇)
紀小弓の爲に喪者を視るの勅(雄略天皇)
藤原緒繼に報する勅(仁明天皇)
藤原基經再上表に答ふる勅(清和天皇)

○忠功臣
道鏡法師を遷謫する令旨(光仁天皇)
紀小弓の爲に喪者を視るの勅(雄略天皇)
藤原緒繼に報する勅(仁明天皇)
藤原基經再上表に答ふる勅(清和天皇)

藤原基經職を辭するに答ふる勅(清和天皇)
再び位を藤原長良に贈る詔(陽成天皇)
藤原基經の爵を進むる勅(陽成天皇)
藤原基經に賜ふ勅(陽成天皇)
藤原基經の辭表に答ふる勅(陽成天皇)
藤原基經上表に答ふる勅(陽成天皇)
藤原基經上表に答ふる勅(陽成天皇)
藤原基經に答ふる勅(光孝天皇)
藤原基經に賜へる勅書(宇多天皇)
藤原基經の第に幸し病を視るを謝するに答

ふる勅(宇多天皇)
藤原基經の病の爲に度者を賜ひ罪人を免ず
るを謝するに答ふる勅(宇多天皇)
故菅原道眞に太政大臣を贈る勅(一條天皇)
毛利敬親に下し給へる勅(明治天皇)
藤原藤房を追賞し給へる勅宣(明治天皇)
泉岳寺大石良雄へ金幣を賜へる勅宣(明治
天皇)
毛利元就に社號を賜へる勅宣(明治天皇)
島津久光を徵し給へる詔(明治天皇)
毛利敬親を徵し給へる詔(明治天皇)

三條實美的勳功を賞する詔(明治天皇)
岩倉具視の勳功を賞し給へる詔(明治天皇)
大村永敏に下し給へる勅宣(明治天皇)
三條實萬に謚を賜へる勅宣(明治天皇)
毛利敬親に下し給へる勅(明治天皇)
岩倉具視を山口鹿兒島兩藩へ遣し給へる勅
(明治天皇)

毛利敬親に下し給へる詔(明治天皇)
島津久光毛利敬親へ下し給へる詔(明治天
皇)

廣澤眞臣を悼み給へる勅宣(明治天皇)
鍋島直正に下し給へる勅宣(明治天皇)
毛利敬親を悼み給へる勅宣(明治天皇)
三條岩倉兩邸に親臨し給へる時の勅語(明
治天皇)

長門國櫻山招魂場を弔し給へる勅宣(明治
天皇)

薩摩國鶴ヶ峯招魂場を弔し給へる勅宣(明
治天皇)

山内豊信薨去に付勅宣(明治天皇)

琉球藩王尙泰に下し給へる勅語(明治天皇)

島津久光慰問の勅書（明治天皇）
澤宣嘉薨去に付勅宣（明治天皇）
岩倉具視邸へ臨幸の時賜はりし勅語（明治天皇）

岩倉具視の上奏に答へ給へる勅（明治天皇）
三条實美的辭表に答へ給へる勅（明治天皇）
三条實美親任の勅語（明治天皇）
島津久光に下し給へる勅語（明治天皇）
木戸孝允を召し給ふ勅語（明治天皇）
徳川昭武邸に臨幸し給ひし時の勅語（明治天皇）

天皇

栃木縣の招魂場を弔し給ふ詞（明治天皇）
藤原不比等追賞の勅宣（明治天皇）
大臣武内宿禰追賞の勅宣（明治天皇）
楠木正行追賞の勅宣（明治天皇）

西南の役に島津久光に下し給へる勅詔（明治天皇）

木戸孝允薨去の時賜はりし勅宣（明治天皇）
池田慶徳薨去に付勅宣（明治天皇）
大原重徳薨去に付賜はりし勅語（明治天皇）
野津鎮雄薨去に付勅宣（明治天皇）

高島鞆之助に下し給へる勅語（明治天皇）
花房義質に下し給へる勅語（明治天皇）
岩倉具視に太政大臣を贈り給ふ詔（明治天皇）
德川慶勝薨去に付勅宣（明治天皇）
岩倉具視に正一位を贈り給ふ詔（明治天皇）
三条實美に下し給へる詔（明治天皇）
島津久光薨去に下し給へる詔書（明治天皇）
三条實美に下し給へる勅語（明治天皇）
森有禮薨去に付勅宣（明治天皇）
黒田清隆に下し給へる元勳優遇の詔勅（明治天皇）
伊藤博文に下し給へる元勳優遇の詔勅（明治天皇）
松平慶永薨去に付下し給へる詔書（明治天皇）
三条實美を正一位に叙する詔勅（明治天皇）
三条實美薨去に付下し給へる詔書（明治天皇）
山縣有朋に下し給へる元勳優遇の詔勅（明治天皇）

伊藤博文の辭表に答へて下し給へる詔勅
(治天皇)

山田顯義薨去に付下りし詔書(明治天皇)

伊達宗城薨去に付詔書(明治天皇)

山縣有朋元勳優遇の詔勅(明治天皇)

伊藤博文に下し給へる詔勅(明治天皇)

毛利元徳薨去を弔し給へる勅語(明治天皇)

後藤象次郎の薨去を弔し給へる勅語(明治天皇)

島津忠義の薨去を弔し給へる詔書(明治天皇)

松方正義に下し給へる詔書(明治天皇)

近衛忠熙の薨去を弔し給へる詔書(明治天皇)

伊藤博文元勳優遇の詔勅(明治天皇)

黒田清隆の薨去を弔し給へる詔書(明治天皇)

山縣有朋元勳優遇の詔勅(明治天皇)

松方正義元勳優遇の詔勅(明治天皇)

故徳川光圀陞位の詔(明治天皇)

伊藤博文元勳優遇の詔勅(明治天皇)

西郷從道の薨去を弔し給へる詔書(明治天皇)

伊藤博文を樞密院議長に任じ給ふ勅語(明治天皇)

山縣有朋松方正義を樞密院議官に任じ給ふ勅語(明治天皇)

近衛篤磨の薨去を弔し給へる勅語(明治天皇)

河村純義の薨去を弔し給へる御沙汰(明治天皇)

伊藤博文に下し給へる勅語(明治天皇)

兒玉源太郎薨去につき勅語(明治天皇)

伊藤博文に下し給へる勅語(明治天皇)

都筑馨六に下し給へる勅語(明治天皇)

林友幸の薨去を弔し給へる御沙汰(明治天皇)

野村靖の薨去を弔し給へる御沙汰(明治天皇)

伊藤博文を樞密院議長に任じ給へる勅語(明治天皇)

田中光顯免官の時下し給へる勅語(明治天皇)

六〇五

六〇九

六一三

六一七

六二一

六二九

六三七

六四三

六五九

六七七

六九一

七〇〇

七一三

七二七

七四三

七五九

七七九

七九九

八一三

八二三

八三三

八四三

八五三

八六三

八七三

八八三

八九三

九〇三

九一三

九二三

九三三

九四三

九五三

九六三

九七三

九八三

九九三

○討伐

嵯峨實愛の薨去を弔し給へる勅語(明治天皇)

伊藤博文の薨去を弔し給へる詔書(明治天皇)

佐々木高行の薨去を弔し給へる御沙汰(明治天皇)

岩倉具定の薨去を弔し給へる御沙汰(明治天皇)

韓國併合に付桂太郎に下し給へる勅語(明治天皇)

小村壽太郎の薨去を弔し給へる御沙汰(明治天皇)

東久世通禧の薨去を弔し給へる御沙汰(明治天皇)

惠美押勝を討つ勅(淳仁天皇)

平將門を征罰する官符(朱雀天皇)

索引 討伐 内治

土地兼併を禁する詔(孝德天皇)
大化改新の詔(孝德天皇)
諫言を求むる詔(孝德天皇)
東國國司等に勅する詔(孝德天皇)
陋習を禁する詔(孝德天皇)
新に百官を設けて位階を著くる詔(孝德天皇)
白雉につきて詔(孝德天皇)
檻牢施機槍等を造るを禁する詔(天武天皇)
東漢直等に下し給へる詔(天武天皇)
階を進むる詔(天武天皇)
宮人に詔ふを禁する詔(天武天皇)
法を犯すを糺弾する詔(天武天皇)
祥瑞につき赦免の詔(天武天皇)
暴惡者横行につき諸臣を戒る詔(天武天皇)
賣らるゝ者の良賤を定むる詔(持統天皇)
孝義表旌の詔(文武天皇)
籍帳の詔(文武天皇)
天下舉稅の利を免する詔(文武天皇)
大赦の詔(文武天皇)
王公諸臣多く山澤を占るを禁する詔(文武天皇)

調庸の勅(文武天皇)
國博士を選定する制(文武天皇)
私に錢を鑄るを禁する詔(元明天皇)
都を遷して租を免する詔(元明天皇)
澍を嘉し物を賜ふ詔(元明天皇)
諸司に下し給へる詔(元明天皇)
百姓をして錢を蓄へしむる詔(元明天皇)
民を恤む詔(元明天皇)
豪富家多く山野を占むるを禁する詔(元明天皇)
役民餓に阻むを賑恤する詔(元明天皇)
賑貸して利を謀るを禁する詔(元明天皇)
巡察の詔(元明天皇)
錢を用ふる詔(元明天皇)
純絲綿布を儲る詔(元明天皇)
雨を祈る詔(元明天皇)
瑞雲大赦の詔(元明天皇)
諸國に下し給へる詔(元明天皇)
群臣に諭し給へる詔(元明天皇)
私に錢を鑄るを禁する勅(元明天皇)

朝集使に諭し給へる勅(元明天皇)
田租を免する勅(元正天皇)
田租檢實の勅(元正天皇)
調役を免する勅(元明天皇)
刑を寬する詔(聖武天皇)
民に醫藥を施す詔(聖武天皇)
郡司員を改定する詔(聖武天皇)
異端妖行を禁する勅(聖武天皇)
亢旱農業を檢する勅(聖武天皇)
大稅を借貸する勅(聖武天皇)
疫民を恤む勅(聖武天皇)
墾田を禁する勅(孝謙天皇)
新錢並行の勅(光仁天皇)
賣田並徭錢を輸するを禁する勅(光仁天皇)
百姓の多利を貪るを禁する勅(光仁天皇)

- 媾和使來朝の時松方正義へ勅語(明治天皇)
戦勝後臣民に下し給へる詔(明治天皇)
乃木希典に下し給へる勅語(明治天皇)
井上馨に下し給へる勅語(明治天皇)
桂太郎に下し給へる勅語(明治天皇)
日露媾和成立に付下し給へる勅語(明治天皇)
勤儉貯蓄を奨め給へる勅語(明治天皇)
施療濟生の旨を内閣總理大臣に下し給へる
勅語(明治天皇)
- 復官
藤原豐成の官位を復する勅(淳仁天皇)
- 服制
衣服制の詔(天武天皇)
朝服品色を定むる詔(持統天皇)
飾服制の詔(元明天皇)
衣服の制(元明天皇)
衣服制度の制(元明天皇)
衣服を改め時俗を齊ふる詔(聖武天皇)

- 五七八 六四三 六三三 六二四 六一四 六〇三 六九一 六八一 六七一 六六一 六五一 六四一 六三一 六二一 六一一 六〇一 六九一 六八一 六七一 其他
- 佛道
鞍作鳥に諭して佛法を奉する勅(推古天皇)
佛法を崇て十師を置く詔(光德天皇)
女裳を重ねるを禁する勅(仁明天皇)
金銀薄泥を用ふるを制する勅(仁明天皇)
服制更正の勅諭(明治天皇)

- 使工を遣して諸國佛像佛殿を造る詔(孝謙天皇)
東大寺大佛殿歩廊を營造せしむる勅(孝謙天皇)
藤原仲麻呂の請に報じて維麻會を助くる勅
(孝謙天皇)
舍利感得の勅(孝謙天皇)
官大寺に田を置く勅(孝謙天皇)
東大寺唐禪院に墾田を施す勅(孝謙天皇)
山階寺施藥院に墾田を施す勅(孝謙天皇)
佛經を寫讀する勅(孝謙天皇)
摩訶般若波羅密を念誦する勅(淳仁天皇)
大臣禪師に答ふる勅(淳仁天皇)
國分寺修法の詔(光仁天皇)
僧徒に勅する詔(光仁天皇)
田園を六院に施賜ふ詔(光仁天皇)
僧徒の名を正す勅(光仁天皇)
封戸を秋篠寺に施し給ふ勅(光仁天皇)
寺を造るに墳墓の石を用ふるを禁する勅
(光仁天皇)
梵釋寺を造立する詔(桓武天皇)

(岡本製本)

大正三年十月廿五日印刷
大正三年十月廿八日發行

有朋堂文庫
(非賣品)

編輯兼
發行者

東京市神田區錦町一丁目十九番地

三浦理

印刷者

東京市本所區番場町四番地

登

印刷所

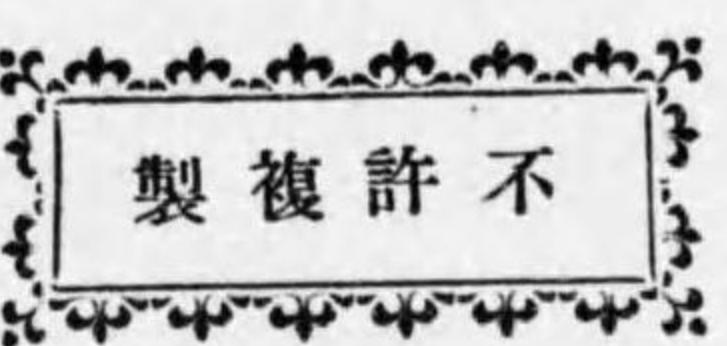
東京市本所區番場町四番地

凸版印刷株式會社分工場

發行所

東京市神田區錦町一丁目十九番地

有朋堂書店



卷之三

七言律詩

送人游蜀

王昌齡

蜀道難，難於上青天。

但使願無違，

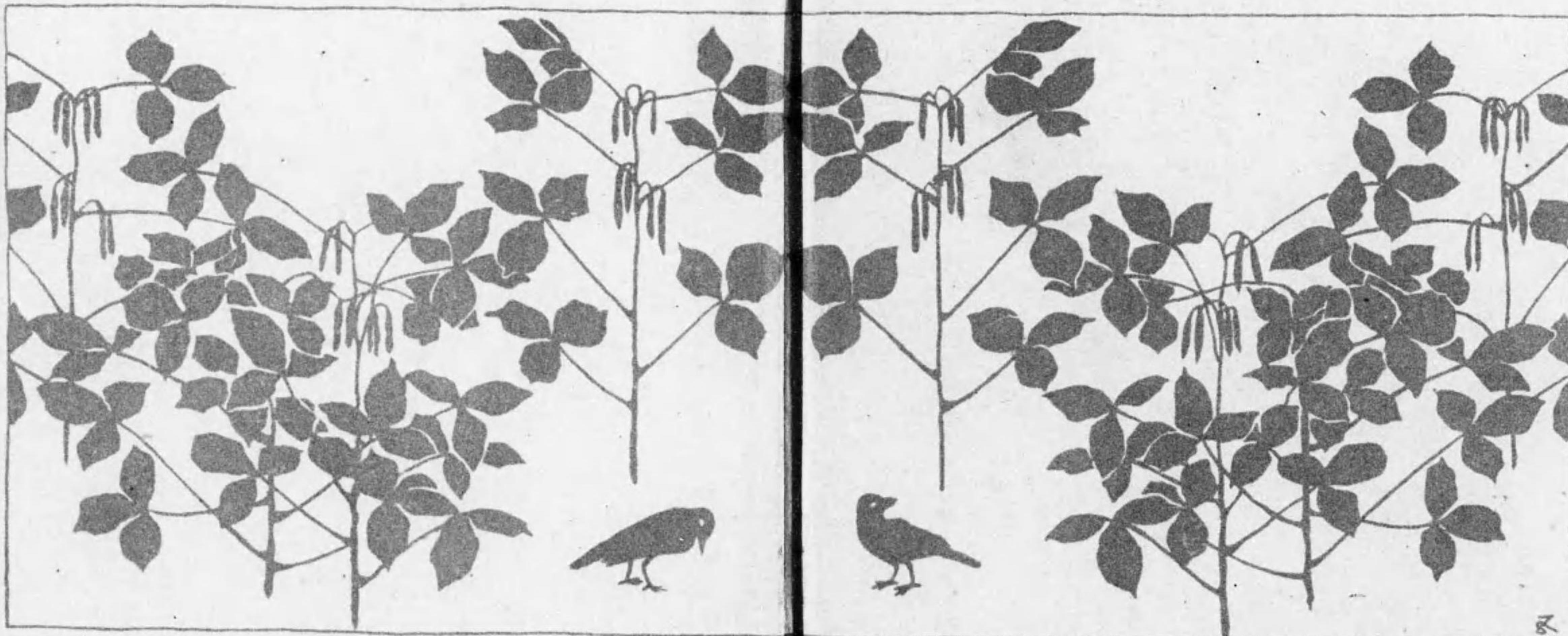
長風破浪會有時，

直挂云帆濟滄海。

錦城春色舊，

萬里作君歸。

王昌齡



終

